

令和6年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和6年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和6年9月17日（火）

場所 さいたま共済会館 5階 502会議室

出席者（12名）（敬称略）

竹村 厚子	松尾 創	石川 薫
城川 雅士	小林 茂	石川 和子
内田 裕子	中野 晃	中村 友理香
岡田 静佳	白土 幸仁	鈴木 正人

事務局 渡邊 学事課長
村松 学事課副課長
山下 高等学校担当主幹
西野 幼稚園担当主幹
相澤 専修各種学校担当主幹
山口 高等学校担当主査
儘田 幼稚園担当主査
関根 専修各種学校担当主査
松本 高等学校担当主事
益子 幼稚園担当主事
山岸 専修各種学校担当主事

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、松尾創委員、石川和子委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0
令和6年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0
令和6年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛 12 否 0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、14時55分閉会を宣言した。

令和6年9月17日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 松尾 創

委 員 石川 和子

【審議記録書】

1 開 会

○司会 お待たせいたしました。本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の村松でございます。よろしくお願いいたします。

第1回に引き続き、審議会の資料は、DX推進を図る県の方針として、原則ペーパーレスで進めさせていただきます。資料は、お手元のパソコン上で確認いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。すでにファイルは開いた状態になっております。確認いただけますでしょうか。

また、パソコンに突然黒い画面が表示される場合がございます。その場合は、お手数ですが、右上のバツマークで閉じていただければと思います。

その他、操作方法など御不明な点などございましたら、挙手いただければ事務局で案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○司会 ただいまから令和6年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

本日の会議ですが、委員総数13名のうち、11名の委員の皆様方に御出席いただいております。

委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、佐藤委員は、所用により欠席でございます。また、鈴木委員におかれましては現在こちらに向かわれているところでございます。

2 会長挨拶

○司会 はじめに、中野会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。

○中野会長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、御出席賜りありがとうございます。

本審議会は、私立学校に対する「運営費補助金の配分の基本方針」について、御審議いただく場でございます。前回の7月25日の審議会では、それぞれの立場から貴重な御意見などをいただきました。それらの意見を踏まえまして、事務局において配分の基本方針の案を作成しておりますので、これらについて御審議を賜りたいと存じます。

議事の公正・中立な運営を心がけてまいりますので、委員の皆様方の御協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。出席委員に順番でお願いしていますが、今回は松尾委員、それから石川和子委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開について、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。事前に事務局から連絡があったように、条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定されております。

今回の会議については公開するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 皆様から同意いただいたので、そのように取り扱わせていただきます。

では、傍聴者の入室をお願いします。

○司会 本日の傍聴者はおりません。

○中野会長 傍聴者なしということでございます。

4 諮問事項（3件）

（1）令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和6年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和6年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、審議に入りたいと思います。

第1回審議会から引き続き、諮問事項は3件でございます。前回の会議では、委員の皆様からさまざまな御意見をいただきました。大きな質問もありますし、宿題になっているようなところもございます。すぐに解決できなかった問題もあると思いますが、これらを踏まえ、事務局に「令和6年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところです。諮問事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局 高等学校担当の山口と申します。私からは、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）を説明いたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、5ページの資料1「令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。

まず、「1 配分の基本的な考え方」ですが、これまでと同じく、今年度も、「基礎配分」と「政策誘導配分」「特別補助」の3つの配分枠を設け、それぞれの配分枠に、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

「基礎配分」は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。

「政策誘導配分」は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県が進める施策について補助の項目を定め、それを実施した学校に対する配分でございます。

「特別補助」は、国が設定した事業などを実施した学校に対して補助するものです。

次の6ページを御覧ください。まずは、配分基準の構成について説明します。変更点は、後ほどまとめて御説明いたします。それでは、「2 基礎配分」を御覧ください。「(1) 高等学校」と「(2) 中学校・中等教育学校（前期課程）」、「(3) 小学校」で配分方法が異なります。(1)の高等学校は、①人件費や②教育研究経費などの項目に応じた、前年度の決算額を用いて算出する「補助対象経費方式」という、経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。(2)の中学校、中等教育学校（前期課程）と(3)小学校は「生徒数割」という、生徒1人当たりの補助単価に、生徒数を乗じて算出する単価方式という配分方式を採用しております。

続いて、7ページを御覧ください。「3 政策誘導配分」でございます。今年度は、このページの①から、次の8ページの⑨までの9つの配分項目で政策誘導を図りたいと考えております。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続いて、8ページの下の方を御覧ください。「4 特別補助」でございます。こちらは、国が設定した事業を実施した学校に対して配分するものです。

それでは、1ページお進みいただき、9ページを御覧ください。「資料2 令和6年度私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。ここから、令和6年度の変更点を御説明いたします。

まず、「1 各配分項目の変更点」の「(1) 基礎配分」の「①高等学校」でございます。改正点は2つです。1つ目は、前回の助成審議会で審議した内容で、②から④に物価上昇率を反映させるほか、①に人件費の対前年上昇率を反映させます。反映方法は後ほど説明します。2つ目は時点修正でございます。②、③、④について、毎年度、基準となる単価を、県内私立高校の前年度決算額に基づいて算定しています。算定の結果、増額となるものです。以上が見直し内容となります。次の「②中学校・中等教育学校（前期課程）」と「③小学校」に、変更はございません。

続いて、10ページを御覧ください。「(2) 政策誘導配分」でございます。最初に、「①生徒納付金水準補正」を御覧ください。こちらは、中学校・中等教育学校（前期課程）の減額基準を緩和するものです。詳細は、この後御説明します。次の11ページにお進みください。一番上の段の「⑥

特色教育促進加算」を御覧ください。こちらは、政策誘導効果を確保するため、補助上限の低い項目の上限額を増額するものです。こちらも詳細は、この後御説明します。次に、一番下の段、「⑩新型コロナウイルス感染症対策特別配分」を御覧ください。新型コロナウイルス感染症が昨年度に5類に移行して、既に社会経済活動の正常化が進んでいることから、この加算項目を廃止するものです。

続いて、12ページを御覧ください。「(3) 特別補助」でございます。教育改革推進特別経費についてですが、こちらは、国が設定した補助項目の新設や補助単価の増額を、県の配分基準に反映するものです。

1ページお進みいただき、13ページを御覧ください。「2 主な変更点」でございます。こちらは7月の第1回私立学校助成審議会で、委員の皆様からいただいた御意見と、「配分の基本方針に係る検討の視点」として御説明したものを今年度の配分基準の案として具体化したものでございます。

1つ目は基礎配分の計算方法の見直しです。高等学校が対象です。＜現状と課題＞にあるとおり、現在も続く物価高騰の影響について、前年度決算額を基に算出すると、今年度の物価水準が反映されないという課題がありました。そこで、＜変更案＞に記載のとおり、基礎配分の各項目に関係する改定率や上昇率を乗じることを、算定式に追加しようとするものです。このうち、人件費は、第1回の審議会の中で、「昨今の社会的状況から人件費の上昇率も配分基準として加えるべき」「原資のない中で賃金を上昇することはできない」など、委員の方から貴重な御意見をいただきました。第1回審議会の終了後、このことについて事務局で検討をさせていただき、人件費の上昇率も配分基準に反映することとしました。なお、この＜変更案＞ですが、物価高騰や人件費が上昇していることへの対策なので、前年比がマイナスになる場合は適用しません。また、人件費の上昇率は賃金引上げ等の実態に関する調査により、物価上昇率は消費者物価指数によるものとします。基礎配分の主な改正点は以上です。

2つ目の変更点は同じページの下の方にある、「生徒納付金水準補正の基準緩和」です。中学校、中等教育学校（前期課程）が対象です。＜現状と課題＞にありますとおり、保護者の経済的負担を考慮して設定している生徒納付金水準補正について、抑制の方法を検討する必要があります。＜変更案＞として、減額基準を現行から緩和し、学校が経営判断の選択肢を幅広く確保できるようにします。具体的な変更案は2ページお進みいただき、15ページを御覧ください。こちらの表は、前回の審議会で御確認いただいたものと同じものとなっています。左側の表が現行の基準で、県内の平均額である62万円以上67万円未満を境に、生徒納付金の少ない学校は加算を、多い学校は減算をしています。これを、右側の表の改正案のように、「82万円以上87万円未満」から減額することとし、1区分上がるごとに15,000円ずつ減算額を増やします。2つ目の変更案は以上となります。

1ページお戻りいただき、14ページを御覧ください。3つ目の変更点は、特色教育促進加算の

上限の増額です。小、中、中等教育の前期課程、高校が対象です。＜現状と課題＞のとおり、特色教育促進加算には、補助対象経費に対する補助率が低いため、政策誘導効果の限定される項目があります。そこで、＜変更案＞として、補助率を概ね半分程度、50%程度とするために、「特色ある英語教育・英語以外の外国語科目の実施」と「高度IT人材の育成に向けた情報教育の実施」の2項目の補助上限を100万円増額します。また、小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）の「特色教育促進加算」には、高校と同じ「特色ある英語教育・英語以外の外国語科目の実施」があるので、高校と同額の100万円だけ補助上限を増額いたします。本件につきまして、第1回審議会で御質問をいただき、手元に資料がなかったため保留とさせていただきます「第2外国語の実施状況」について報告いたします。昨年度の実績を確認したところ、合計で500人ほどの生徒が受講していました。言語は、フランス語、ドイツ語、中国語などになります。そして、実施している学校に第2外国語を実施している目的を伺ったところ、語学学習そのものだけでなく、英語圏以外の多様な文化や価値観を学ぶこと、グローバル社会で幅広い視野の習得や豊かな人間性を培うためとのことでした。このような教育を行う学校を増やしていくため、引き続きこの補助金で支援をしていきたいと考えています。3つ目の変更点は以上です。

4つ目の変更点は、同じページの下丸、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分の廃止」です。新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、社会経済活動の正常化が進んでいますので、この項目を廃止するものです。私からの説明は以上でございます。

なお、参考資料として30ページから配分基準の新旧対照表を掲載しています。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の西野でございます。続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、16ページの資料3「令和6年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと存じます。

まず、「1 配分の基本的な考え方」でございますが、こちらにつきましては高等学校と同様のため、説明を省略させていただきます。

1ページお進みいただいて、17ページを御覧ください。具体的な配分項目でございますが、

「2 基礎配分」では、昨年度と同様に「園児数割」「園割」「常勤教員割」「常勤職員割」「満3歳児数割」の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数等を乗じて配分額を算出する、単価方式を採用しております。

「3 政策誘導配分」ですが、①から次の18ページの中段にある⑧までの8項目は加算により、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものです。

1ページお進みいただいて、19ページを御覧ください。資料4「令和6年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧いただきたいと存じます。

「1 各配分項目の変更点」について御説明申し上げます。「(1) 基礎配分」のうち、「①園児数割」でございますが、令和6年度予算の園児1人当たり単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を増額いたします。次に「③常勤教員割」でございますが、こちらにつきましては、後ほど「2 主な変更点」で改めて御説明させていただきます。②、④及び⑤の加算については、前年度の補助単価を継続いたします。

次に、「(2) 政策誘導配分」でございます。1ページお進みいただき20ページを御覧ください。「③園児納付金抑制加算」につきまして、一部見直しがございます。さらに1ページお進みいただき21ページを御覧ください。「⑫新型コロナウイルス感染症対策加算」につきましては、廃止いたします。以上の2点につきましても、このあと「2 主な変更点」で改めて御説明させていただきます。なお、政策誘導配分について、③と⑫以外の項目につきましては、前年度と同様といたします。

ページをお進みいただき22ページを御覧ください。「2 主な変更点」を御説明申し上げます。主な変更点は、3点ございます。

1点目は、基礎配分のうち「常勤教員割の見直し」でございます。＜現状と課題＞でございますが、常勤教員割は、私立幼稚園の経費に大きなウェイトを占める教員人件費を補助することにより、経営の健全性を確保することを目的にしております。現在、クラス数に幼稚園規模に応じて2又は3を加算した人数を加算対象人数の上限として、実教員数に経験年数等は考慮しない一律の加算額を乗じて、配分額が算定されております。しかしながら、私立幼稚園には常に保育・教育の質向上が求められている一方で、近年では人材確保が課題となっているところでございます。そこで、＜変更案＞でございますが、優秀な教員の定着につなげるため一律の加算額を見直し、一定の勤続年数以上の常勤教員に対する加算額の上乗せを行いたいと思っております。下の図を御覧ください。具体的には、現在、クラス数に幼稚園規模に応じて2又は3を加算した人数を標準教員数内実教員数、いわゆる加算対象人数の上限として、1人当たり130万円を加算しているところですが、この1人当たりの単価を120万円に変更する一方で、勤続7年以上の常勤教員については、1人当たり20万円を加算いたします。なお、この勤続年数7年は、県内私立幼稚園の園長を除く常勤教員の平均勤続年数7.8年を踏まえたものでございます。また、加算対象とする教員の範囲は、園長を除く全常勤教員といたします。

続きまして、1ページお進みいただいて、23ページを御覧ください。2点目は、政策誘導配分のうち「園児納付金抑制加算の見直し」でございます。＜現状と課題＞でございますが、私立幼稚園は特色ある教育を実施するため、園児納付金を自由に設定できることになっておりますが、現行の配分基準では、園児納付金を抑制することに対して補助を出しているため、私立幼稚園の自主性を阻害する一因になっているところでございます。また、私立幼稚園の保育料については、全国一律で月額2万5,700円までの無償化が図られておりますが、一方で、入園料やその他の納付金

については保護者負担があることから、保護者の負担軽減という観点も求められているところがございます。＜変更案＞でございますが、私立幼稚園が地域の保護者に選ばれるための特色ある教育を実施するため必要な保育料の確保をしやすいとともに、引き続き保護者負担の軽減を図るという観点から、園児納付金の算定に当たっては保育料を除くことといたします。下の図を御覧ください。左が従来どおり保育料を含めた納付金で算出した場合の区分、右が今回変更案で提案させていただき保育料を除いた納付金で算出した区分になります。令和6年度における県内私立幼稚園の保育料を除く園児納付金年額の平均額は4万9,508円でしたので、5万円以下の幼稚園に対して納付金の水準が低くなるに依り傾斜加算を従前と同様に行うこととします。上の＜変更案＞にお戻りいただき、2点目を御覧ください。第1回の審議会後に、個々の幼稚園の令和6年度の納付金の状況を確認したところ、今回の変更で大きな増減が出る幼稚園がいくつかあることが分かりました。そこで、算出方法変更による補助額の急変を緩和するため、経過措置として変更案の方法で算出した補助総額と、従来の保育料を含めた方法で算出した補助総額の差が3%以内になるよう調整を行い、幼稚園への負担を軽減させていただきます。

続きまして、1ページお進みいただいて、24ページを御覧ください。3点目は、「新型コロナウイルス感染症対策加算の廃止」でございます。＜現状と課題＞でございますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進んでいるところがございます。＜変更案＞でございますが、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」を廃止することといたします。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の相澤でございます。続いて、専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが座って説明をさせていただきます。

それでは25ページの資料5を御覧ください。「令和6年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」でございます。「1 配分の基本的な考え方」については、基礎配分と政策誘導配分の2つの枠組となっております。

1ページお進みいただいて、26ページを御覧ください。まず、「2 基礎配分」でございますが、「①生徒数割」、「②教職員数割」としております。これは、予算に基づき設定された「①生徒数割」及び「②教職員数割」の配分単価に、生徒数又は教職員数を乗じて配分するものです。

次に、「3 政策誘導配分」についてですが、①～⑤の5つの指標に基づき加算配分をし、政策誘導を図るものです。各項目の名称及び配分の趣旨については、記載のとおりでございます。

1ページお進みいただいて、27ページの資料6「令和6年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。

「1 各配分項目の変更点」についてですが、変更点は1ページお進みいただいた28ページでございます。「(2) 政策誘導配分」における「⑤保健管理・教育相談体制向上加算」の一部見直し

を行います。こちらの見直しにつきましては、1ページお進みいただいて、29ページ「2 主な変更点」を御覧ください。まず、＜現状と課題＞でございますが、学生の抱える悩みや問題が多様化し、深刻化する傾向が見られる中、学校は教職員を中心に対応しているが、教職員の負担増や複雑な問題に対応することが難しいといったケースが見られます。こうしたことから、学生や保護者に対してきめ細かく対応するため、学校は教育相談体制を充実することが求められますが、専門家の活用により、複雑な問題への対応力を向上させるとともに、教職員の対応力向上を図ることが必要となります。以上の状況を踏まえて、＜変更案＞ですが、学校における保健管理体制や教育相談体制の充実を図るため、政策誘導配分の「⑤学校医配置加算」について、従来の「学校医」に加え、「スクールカウンセラー」を配置する学校に対しても加算措置を行うものでございます。なお、以上の変更に伴いまして、「学校医配置加算」から「保健管理・教育相談体制向上加算」に項目名を変更いたします。

説明は以上でございますが、参考資料として46ページ以降に「配分基準の新旧対照表」がございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中野会長 はい。ありがとうございました。3つの諮問事項について御説明いただきました。この説明について、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いします。はい、委員。

○委員 御説明ありがとうございました。いろいろ説明いただいた中で物価上昇ですとか、人件費の上昇への加算、増額等を見させていただいているのですが、これはあくまでも物価上昇だったり光熱費などが上昇していることへの対応だと思います。なぜ全体を自動的に上げるシステムがないのか。物価上昇に伴ってですね。

例えば、中学校のところで見ると、33ページに「(2)学級規模補正」の配分があるわけですが、これも前年度と同じ額ですが、通常考えれば、これも物価の影響を受けているわけですよね。それ以外も「(4)本務教員充足加算」の計算式がありますけれども、これも物価で、やはりそれぞれの学校さんがある意味、それを飲み込んでいるということは出てきていると思うんです。抜本的な話になってしまいますが、なぜ全体を通して全部を自動的に物価スライドできる仕組みが作れないのか。

個別だけで1つ1ついじっていくのではなくて、補助率を上げているとかそういう問題ではなくて、それぞれ個別に色々手直しするのではなく、全部を一律に物価スライドして、かけるいくつというのが全体を通してできないのかなど。ちゃぶ台返しになってしまい恐縮ですが。例えば、グローバル人材育成に関する補助金600万円から700万円に増額しますけど、IT機器は全て上がっていますよね。結局、物価上昇額としか見れないんですよね、各学校さんは。物価上昇額としても見れるのかなというぐらいの額だと思うんです。ですから、こういうものは自動的に全て上がっていくシステムを作り、併せて来年度から中教審の4%から13%に上がっていくということになっていますので、そういうものにプラスで対応していくと。物価高は自動的にスライドするシステ

ムを全体にわたって作っておいて、さらに政策的なところを考えながらプラスしていくと、そういったシステムがなぜできないのかというのをよろしいでしょうか。答えられる範囲で。裏を返すとそうしていただかないと、1つ1つ手直しの必要になるので、全体かけるいくつとか、そういうことをすれば別に1つ1つ手直しの必要がないと思います。

○中野会長 委員から難しい質問がありました。事務局いかがでしょうか。

○事務局 はい、私の方からお答えさせていただきます。委員のおっしゃるとおり、物価上昇につきましては、全ての項目に関係するというのは間違いないかと思えます。ただ、こちら配分基準はあくまで、予算総額をどのように各学校に配分するかということでございます。全部の項目を上げてしまうと予算が足りなくなりまして、配分できないというのが現実です。

ですので、今回、例えば高等学校の基礎配分という、特に前年度決算額に基づく部分というポイントのところ、物価上昇等を特に見なければいけないという項目について変更をさせていただいたところでございます。以上です。

○中野会長 はい、委員。

○委員 ありがとうございます。そのとおりだと思いますが、当然予算が決まっているわけですが、当然物価が上がって経済のパイが上がってくれば、税収も上がってくるはずの中での、物価上昇率がどんどん上がって行って人件費も上げて、人事院も給与を上げてきている。物価は勝手に連動する方がやりやすいというのは間違いないと思います。その辺はそう思いますよね。答えられないですか。

○中野会長 はい、事務局。

○事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、物価等の上昇を考えながら国の標準費といわれる財源措置の増加を踏まえて、高校は予算を増額しています。ただ、一方で私どもからすると、政策誘導配分という名前のとおり、ここは我慢していただき、こういうことをやってもらった時には手厚く配分しようというような形で今まで、私立学校の振興策を考えさせていただいております。全てのものが上がった分だけ上げちゃうと新しいことができなくなってしまう。なので、そういうことを踏まえながら、上げるところは上げる。その代わり、上げないところも作りながら、今度はまたもしかしたら、新しいことをお願いするような原資は、どこかを我慢していただかなければいけなくなってしまう。そういうことを都度都度、この審議会で諮らせていただいて皆様の御意見をいただきながら、それは良いね、悪いね、やめた方がいいねという御意見をいただいて配分を決めさせていただいているという形なので、御理解いただけるとありがたいです。

○委員 ありがとうございます。理解する部分もあるのですが、理解できない部分もあります。当然、物価上昇分というのは政策的なことはまったく関係ないという考えだと思います。政策誘導は政策誘導で当然やるべきで、物価上昇分は物価上昇分で均一に、過度に上げろという話をしているわけではございません。それが5%、10%上げろという話ではないわけで、通常物価の上昇分、か

ける0.1なのか0.2なのかわかりませんが、そういったものはある程度一律にスライドで用意する。通常の入札だとか土木工事だとか建設の入札に関しては、物価スライドが適用されたりするわけですが、こういった部分も当然、そういったものと同じであって基本、物価が上がれば資材価格が上がって、結局仕入れ値が上がったら、まったく逆ザヤになってしまうという状況が出てくるわけですね。

そういったものは自然に上がるシステムを是非、全てにわたって自然に上がるシステムの方がそれはそれですんなりいくと私は思うので、多分もう答えられないかもしれませんが、是非そういった仕組み作りを検討いただいた方が良いでしょう。このままずっと上がり続けるというのが国の政策方針の1つでもある部分ですので、あまり過度な物価上昇は望んでいないわけですがけれども、国の方針でそういくわけであれば、当然それに応じて自動的に、システム的にやっていくべきではないか。そこは政策的な経費ではないので、議論する必要もない。かけるいくつなので、そこは議論せずに政策的な経費を議論するべきであって、そこは是非検討いただければありがたいと申し上げさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。御意見をいただきましたので、検討いたします。まさに、その第1歩を検討させていただいたと御理解いただけるとありがたいなと思います。御意見につきまして、今後の検討課題とさせていただきます。ありがとうございます。

○中野会長 課長からそういう発言がありましたが、今回、物価上昇率を初めて配分基準に入れましょうという案を考えてくれたのが、そういうきっかけを作ってくれたということで、それで良しとして。

○委員 本来であれば全体を掛け算するというので。

○中野会長 はい、委員。

○委員 私も同じ考えですけども、まず人件費について物価高を反映していただいたのはありがとうございます。当然のことで、これで良かったなと思いますが、やっぱり今日の議論ではないのかもしれませんが、来年の予算取りとかになってしまうかもしれませんが、やはり公立は10%アップするというのが国の方針で出ていて、今教員の確保が本当に大変な中でこのままだと、今回はいいですけど私立高校、中学校、幼稚園などに人が集まらなくなりますので、パイがまず少なすぎるとい問題もありますので、予算取りを頑張んなきゃいけないのと、そこを考えていかななくてはいけないというのをやっていただきたいと思います。

あと、東京都との関係ですね。前も出たんですけど、地域手当が一律になると、さいたま市とか所沢市というのは下がってくる。東京都の例えば東村山とか上がってきて、余計さらに差が広がってしまうので、こっちもしっかり考えていかなければいけないかなと思っています。

その中で、色々な方から御意見いただいたのですが、高校の無償化を今やっただけではないのですが、720万円まで入学料無料にすれば、まだ公立と戦えるのかなと、夫婦で働いているので

1,000万プレイヤーの方は別ですが、最低720万っていうのは、大学を目指す子供を抱えている親からしたら、共働きは当たり前。最低そこまでは、上げてもらえないかという話も出ていますのでお考えを。次期の予算編成に向けて、これも学事課だけの議論ではなくて、子供も減っていて、県立高校とセットで話し合わないと県立高校の統廃合を進めるに当たって私学にお金を持ってくるとかどうしていくのかと、おそらく民営化の議論じゃありませんけど、私立の方が人気もあるし、税金も払うし、私は私学を伸ばしていった方が良いかなと思っているのですが、その辺はトータルの話していくのか、お考えをお聞かせください。

○事務局 おっしゃるとおりですね、先生方の給与勧告、特に高校中学。無償化も含めてですが、なかなか大変ということで毎回のようにお聞かせいただいているところです。我々としてもそこは支援をしていかなければならないという中で、これもおっしゃるとおりでございますが、公立学校の方の手当が上がるということで、結果的に9%、10%近く上がるということがあります。私どもとしても、そういったことを踏まえながらしっかりと、予算要求を。後、予算をどう私どもの方で確保するのかということだと思しますので、私どもの仕事になるわけですが、そういった状況を踏まえながら、きっちりと財政当局と話をしていきたいなと思っております。

○中野会長 委員、どうですか。

○委員 わかりました。是非、頑張ってくださいと思います。

それと、高校の運営費と保護者負担軽減。保護者負担軽減は1人の保護者にいくらという金額で問題ないですが、運営費は子供が減ると予算が減っています。ところが、40人学級が38人に減っても冷暖房費などに、かかる費用は変わらないですし、先生もカットできるかというところでできませんので、運営費に関しては減らさない方が良いでしょう。今までの過去の負担金を見てみたら、全額では減っているんですね。子供が減っているから運営費が減っているのですが。保護者負担金の方は減らしていただいても結構ですが、運営費の方は今後は、減らさない方向で考えていった方が良いでしょうと思います。そこだけお願いします。

○事務局 御指摘について、私立学校全体、幼稚園も含めた予算総額が減っている。ただ、幼稚園が例えば、認定こども園や保育園などに通わせているお子さんがいるということで、私立幼稚園に通わせているお子さんが少なくなっている。ここがガンと減っている。逆に言うと、高校に関しては基本的に若干微増ぐらいになっていますので、その部分は今回運営費の方は減らしていないので、そこだけお話をさせていただければと思います。当然、そこで高校の総額で見たら、そういう形になっています。あとは委員から御指摘いただいたとおり、学校に入る生徒さんが少なくなってしまうと運営費が少なくなってしまう部分もありますので、そこは、まさにどう配分していくのかというところだと思います。逆に言うと増えているところはそれに合わせて増えていますので、配分を考える時に、もう少し均等化しないとダメなんだということであれば、そこは改めて議論をいただかないといけないかなと思います。今後の課題ばかり言って申し訳ないですが、参考にさせてい

たきます。

○中野会長 他に御質問ありますか。はい、委員。

○委員 先ほどから、何度かお話が出ているようにですね、人件費の問題は今、本当に私学は危機的に捉えているっていうのが本音です。やはり公立学校が13%っていう話も出てきていて、実質も10%、大体现状よりも上げていく。そんな中でやはり生徒の取り合いをやっていかなきゃいけないとすると、実際教員1人当たりの年間の金額っていうことを考えても、多分学校ではもう本当に数千万レベルの人件費増っていうのが単純に同じ条件でやっても、出てくるということで、そういった部分では今回のところでのというのは当然無理なことは存じているのですが、根本的な問題は、これ以前から申してはいますが、例えば私立中学校の運営費補助金っていうのは、もう十数年間、ほとんど現実的には生徒1人当たりの運営費補助金っていうのが全く変わっていない。国からの交付金が増えているはずなんだけど、残念ながら学校の方は、もう一切上がらない状態。高校の方も今年度若干上げてもらいましたけど。

ただこれはおそらく、この論議とは、ちょっと別の話になってくるということも十分承知してはいます。この内訳の話になりますので、ただそういった本当に根本的な問題が、かなり危機的に、この教育業界の中で今起こっているところでは、一言この機会に、今までも何度も言ってますけど、述べさせていただきたいと思います。

あと、ちょっともう1つ質問なんですけど、高校ではないのですが、ちょっと気になったので、幼稚園で人件費が基準額以上を超えた場合には運営費を減額するというような制度がどっかにあったかと思うんですが、この基準額っていうのは、どういう算定で出てくるんでしょうかということをお聞きさせてください。

○中野会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局 高額給与の減額のことかと思いますが、資料でいいますと、45ページの「(10) 高額給与調整」になります。基準額につきましては、県内の公立学校の校長先生の平均給与（後に修正：私立幼稚園の常勤園長の平均給与）の1.5倍としており、それ以上の場合には、減額をさせていただいています。

○中野会長 今回の回答でよろしいですか。

○委員 はい。それは、ちなみに金額的にはどれぐらいなんですか。

○事務局 少々お待ちください。調べます。

○中野会長 調べている間に他に質問があれば先に。

○委員 実は本学園にも幼稚園があって、幼稚園って人件費が正直驚くほど安いんですよね。全体的に。先ほど平均が7年っていうような話で、それは当然女性の方が多くて、御家庭の事情っていうのもあるんですけど、やっぱり生活をそれで維持していくのが、本当に厳しい業界というのをすごく実感しております。そういった意味で給与が上がると減額がっていうことに、少し疑問を感じ

たので御質問しました。

幼稚園の先生方の給与待遇っていうのは少しでも上げていくようなことっていうのもやっていかないと、おそらく本当に幼児教育ってすごく大事なものだと思うので質問させていただきました。

○委員 実は私の孫が幼稚園の教員をやっています。朝霞に住んでいます。けども、埼玉県は給料が安いから、東京に行っちゃうんですよ。そういう現実もあるんで、やっぱり私学の助成金、今後も考えていただいてですね、これは幼稚園だけでなく、高校、それから専修学校の方も考えていただいて、先ほど委員が言ったような仕組み作りを今後きっちりやっていただきたいと思っております。

私学助成を見ますと、あまり全体的には上がっていない状況だと思うんですね。そういったところを考えると、やはり今後は私学助成金を、皆さん頑張ってください、アップしていただいて、先ほど委員が言ったような仕組みづくりを考えていただきたいと思っております。

○中野会長 ありがとうございます。前回も話に出ていましたが、県南の方に位置する介護施設とか幼稚園とかが、みんな東京都の格差是正のところ非常に頑張ってるなっていうイメージです。

○事務局 先ほど、申し上げたとおり、~~公立学校~~の先生（後に修正：私立幼稚園の常勤園長）をベースに、多少何%か上げた金額でありまして、昨年度は、1,251万5,544円を基準額とさせていただきます。これを超える場合には減額させていただきます。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○中野会長 今のお話で、高額給与っていうのは、職員の中で非常にたくさんの給与をもらっている人ということですか。一般職員で高額給与ということですか。

○事務局 園長先生も含めてです。

○中野会長 経営陣に属するような方は、給与が高いけど、一般の先生方は非常に低いということですよ。

○事務局 そうです。先生方の給与が低くて、経営者の方が高額な給与をもらっている場合に減額するという趣旨で設けさせていただきます。

○中野会長 そのほかありますか。御意見等なければ、今日の審議事項については、大きな問題がなく、基本的な問題が残っているだけなので、今回の審議事項について質問などは終了したということよろしいでしょうか。

それでは、諮問事項について、一括して議決を行いたいと思います。令和6年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、小・中・中等・高等学校、幼稚園並びに専修学校及び各種学校のいずれにつきましても、原案を適当と認めることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 ありがとうございます。それでは、令和6年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、小・中・中等・高等学校、幼稚園並びに専修学校及び各種学校のいずれにつきましても、原案を適当と認めることといたします。

以上で、議事は終了です。議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。それではこれで、進行の任を解かせていただきます。後の進行は、事務局にお任せいたします。

5 閉 会

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙な中、2度にわたり大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

御審議いただきました基本方針を踏まえ、速やかに配分基準を学校法人に伝え、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいります。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(55分)